

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に基づき次のとおり鳥獣保護区特別保護地区を指定する予定であるので、同条第4項において準用する同法第28条第4項の規定により公告する。

平成20年6月17日

香川県知事職務代理者

香川県副知事 高木孝征

1 名称

金刀比羅宮境内林象頭山鳥獣保護区特別保護地区

2 区域

仲多度郡琴平町大字川西892-1

3 存続期間

平成20年11月15日から平成30年11月14日まで

4 保護に関する指針の案

(1) 指定区分

森林鳥獣生息地の保護区

(2) 指定目的

金刀比羅宮境内林象頭山鳥獣保護区は、琴平町にある象頭山（標高538m）の東斜面に位置している。象頭山は、讃岐平野の特徴である景観を形作っているメーサ地形（卓状溶岩台地）であり、金刀比羅宮の社叢として古来より厳格な管理・施業がなされてきたことから、動植物相が極めて豊富で、野生動物の保護上重要な地域である。

このため、金刀比羅宮境内林象頭山鳥獣保護区の全域を鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律第29条第1項に規定する特別保護地区に指定し、当該地域に生息する鳥獣及びその生息地の保全を図るものである。

(3) 管理方針

定期的な巡視などにより鳥獣の生息状況を確認し、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定的な生息が図られるよう適切な管理を実施する。

5 その他

この公告に係る関係図書については、香川県環境森林部みどり保全課に備え置いて、平成20年6月17日から同年6月30日までの間、公衆の縦覧に供する。

なお、区域の住民及び利害関係人は、縦覧期間が経過する日までの間に、縦覧した内容について、知事に意見書を提出することができる。